

第 74 回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト実施要綱（令和 6 年度）
（岸和田地区推進委員会）

1 名 称

第 74 回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト

2 主 催

法務省／大阪保護観察所

“社会を明るくする運動” 中央推進委員会／大阪府推進委員会／岸和田地区推進委員会

3 趣 旨

“社会を明るくする運動” は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。昭和 26 年に始まり、今回で第 74 回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと・感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、このコンテストは、第 59 回 “社会を明るくする運動”（平成 21 年）から始まり、今回で 16 回目となります。

4 応募規定

（1）資 格

岸和田市の小学 4 年～ 6 年生及び中学生

（2）テーマ

“社会を明るくする運動” の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなどを題材としたもの。

（3）原稿の枚数

400 字詰め原稿用紙 3～5 枚

（4）その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。

応募規定に沿わない作品については、審査対象外となりますので御留意ください。

応募にあたっては、氏名、学校名、学年及び作品の内容を公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

5 応募方法

- (1) 作品には必ず題名、学校名、学年及び氏名を記入してください。
- (2) 各学校においては、推薦作品5編以内を選定し、**令和6年8月30日(金)(期限厳守)**までに岸和田地区推進委員会（岸和田地区更生保護サポートセンター）又は生涯学習課（市立公民館・中央地区公民館内）あて、別紙推薦書を添えて推薦してください。

6 表彰

岸和田地区推進委員会に推薦された作品について、同委員会において審査の上、入選作品を決定します。

- (1) 審査員（予定）

岸和田地区保護司会代表者

岸和田地区更生保護女性会代表者

岸和田地区協力雇用主会代表者

- (2) 表彰

岸和田地区推進委員会委員長賞 小学生・中学生各1点

岸和田市長賞 小学生・中学生各1点

岸和田市議会議長賞 小学生・中学生各1点

岸和田市教育委員会教育長賞 小学生・中学生各1点

受賞者には、表彰状及び記念品を贈呈します。

- (3) 表彰式

期日：令和6年9月下旬（予定）

場所：岸和田市役所市長公室（予定）

7 その他

- (1) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2) 応募作品は原則として返却しません。必要な方はコピーを手元に残すようにしてください。
- (3) 表彰作品については、氏名及び学校名とともに、報道機関、インターネット等による公表や、推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- (4) 表彰作品のうち、小学生・中学生各3点を大阪府推進委員会（大阪保護観察所）が実施する作文コンテストに推薦します。
- (5) 応募者全員に参加賞を贈呈（11月頃）します。

8 本コンテストに関する照会先

“社会を明るくする運動” 岸和田地区推進委員会

〒596-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立福祉総合センター2階

電話：072-438-6660 FAX：072-438-6650